

令和2年2月10日現在

施設の利用変更について

練馬文化センターおよび大泉学園ホールのホールおよびギャラリー、その他施設の利用の変更については、つぎのとおりです。

◆変更手続き

1 期日

- ①ホールおよびギャラリーの利用、ならびにホールの利用に伴って利用するその他の施設の利用：利用日の14日前まで
- ②本番を伴わないホールの舞台面利用およびリハーサル室・集会室（洋室・和室）の利用：利用日の前日まで

2 変更に伴う利用料

- (1) 変更により不足金が生じた場合は、差額を追徴させていただきます。
- (2) 変更により過納金が生じた場合で、以下の期日までに手続きを行い、認められた場合は、差額を還付させていただきます。**期日を過ぎると、過納金が生じても利用料はお返できません。**なお、以下の期日までに施設の利用取消の手続きを行い、認められた場合は、利用料の半額をお返しします。
 - ①ホールおよびギャラリーの利用、ならびにホールの利用に伴って利用するその他の施設の利用：利用日の60日前まで
 - ②本番を伴わないホールの舞台面利用およびリハーサル室・集会室（洋室・和室）の利用：利用日の15日前まで
- (3) 還付の手続きにあたっては、事前に来訪日をご連絡の上、利用承認書および印鑑（インク浸透印は不可）をお持ちください。

◆変更できる回数：1回

変更は同一月内の利用につき1回までです。2回目以降の変更は、利用取消扱いとなりますのでご注意ください。

- (例) 5月3日1リハ全日、5月5日1リハ全日・2リハ全日をご予約の場合
⇒ 5月5日1リハの利用を別日に変更した場合、5月3日1リハおよび5月5日2リハは変更できません。

◆変更後の利用日：予約日の前後1か月以内

(1) 予約日の前後1か月を超える日に変更することはできません。

(例) 5月10日 大ホールを全日で予約

⇒ 4月10日 ~ 6月10日 のいずれかの日に変更できます。

5月31日 大ホールを全日で予約

⇒ 5月1日 ~ 6月30日 のいずれかの日に変更できます。

※変更希望日が抽選会実施前の場合、抽選会後に変更できます。

(例) 現在、29年6月30日。 予約日、30年6月10日。

変更希望日 30年7月7日

⇒ 30年7月の抽選日が未到来のため、現時点で7月への変更はできません。

※抽選会に参加して取れた日への変更はできません。

(2) 変更により区分数が減る場合は、取消手続きが必要となります。

(例) 5月10日(水) 午前・午後(2区分) ゆめりあホールを予約

⇒ 5月13日(土) 午後・夜間(2区分)に変更した場合、差額分をお支払いください。(曜日・時間帯変更により利用料が変わるため)

⇒ 5月13日(土) 午前・午後・夜間(3区分)に変更した場合、差額分をお支払いください。(曜日変更・区分数増により利用料が変わるため)

⇒ 5月13日(土) 午前(1区分)に変更した場合、①午前区分は変更扱いのため、差額分をお支払いください。(曜日変更により利用料が変わるため) ②午後区分は取消扱いとなります。

◆変更できる施設：同一の施設間のみ

練馬文化センターにおいては、以下に示す同種の施設間でも変更できます。

・大ホールと小ホール ・リハーサル室1～3 ・集会室(和室・洋室)

※ホールの予約をギャラリーの予約に、リハーサル室の予約を集会室の予約に変更することはできません。